

令和3年 第2回

三種町選挙管理委員会議案

令和3年3月1日提出

日	時	令和3年3月1日(月)
		午前9時00分
場	所	三種町農政庁舎 会議室

署名委員

署名委員

次 第

- 1 委員長あいさつ
- 2 会議録署名委員の指名（ 委員、 委員）
- 3 案 件
 - 議案第 7号 選挙人名簿に登録することについて
 - 議案第 8号 選挙人名簿から抹消することについて
 - 報告第 1号 登録の移替えをした者について
 - 報告第 2号 選挙権を有する者の50分の1の数について
 - 報告第 3号 選挙権を有する者の3分の1の数について
 - 議案第 9号 選挙人名簿の移替えの延期について
 - 議案第10号 不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を定めることについて
 - 議案第11号 期日前投票管理者及びその職務代理者の選任について
 - 議案第12号 期日前立会人の選任について
 - 議案第13号 開票管理者及びその職務代理者の選任について
 - 議案第14号 開票立会人を定めるくじを行うべき日時及び場所を定めることについて
- 4 その他

議案第7号

選挙人名簿に登録することについて

公職選挙法第22条第1項の規定により、令和3年3月1日現在において別紙の者を選挙人名簿に登録する。

令和3年3月1日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋田 仁

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 新有権者登録 | 令和3年3月1日までに満18歳に達する者
生年月日：平成14年12月3日から平成15年3月2日まで
男 14人 女 10人 小計 24人 |
| 2 | 転入登録 | 令和2年12月1日以前より引き続き三種町に居住している者
転入日：令和2年9月2日から令和2年12月1日まで
男 11人 女 19人 小計 30人 |
| 3 | 登録者総数 | 男 25人 女 29人 合計 54人 |

議案第8号

選挙人名簿から抹消することについて

公職選挙法第28条の規定により、令和3年3月1日現在において別紙の者
を選挙人名簿から抹消する。

令和3年3月1日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋田 仁

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 死亡抹消者 | 届出日：令和2年12月1日から令和3年2月28日まで
男 38人 女 41人 小計 79人 |
| 2 | 転出抹消者 | 令和2年10月31日以前に三種町から転出した者
転出日：令和2年8月1日から令和2年10月31日まで
男 24人 女 24人 小計 48人 |
| 3 | 抹消者総数 | 男 62人 女 65人 合計127人 |

報告第1号

登録の移替えをした者について

令和3年3月1日現在において定時登録に係る登録の移替えをした者は、別紙のとおりである。

令和3年3月1日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋田 仁

令和2年12月1日から令和3年2月28日までの町内転居により投票区の移替えをした者

男 8人 女 28人 合計 36人

報告第2号

選挙権を有する者の50分の1の数について

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は286である。

令和3年3月1日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋田 仁

参 考

第74条第1項 条例の改廃請求

第75条第1項 地方公共団体等の事務等の執行に係る監査請求

報告第3号

選挙権を有する者の3分の1の数について

地方自治法第76条第1項、第80条第1項及び第81条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は4,762である。

令和3年3月1日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋田 仁

参 考

- 第76条第1項 議会の解散請求
- 第80条第1項 議員の解職請求
- 第81条第1項 長の解職請求
- 地教組第8条第1項 教育委員の解職請求

議案第9号

選挙人名簿の移替えの延期について

公職選挙法施行令第17条ただし書により三種町の区域内で他の投票区の区域に住所を移した者に係る選挙人名簿の登録の移替えを延期する期間を次のとおり定める。

令和3年3月1日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋田 仁

移替えを延期する期間

令和3年3月3日から令和3年4月4日まで

議案第10号

不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を定めることについて

公職選挙法施行令第53条第1項及び第59条の4第4項の規定により、令和3年4月4日執行の秋田県知事選挙における不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を次のとおり定める。

令和3年3月1日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋田 仁

郵送により発送できる日 令和3年3月17日（水）

議案第 1 1 号

期日前投票管理者及びその職務代理者の選任について

令和 3 年 4 月 4 日執行の秋田県知事選挙における期日前投票管理者及びその職務を代理すべき者を別紙のとおり選任する。

令和 3 年 3 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋 田 仁

議案第11号別紙

1 琴丘地域拠点センター期日前投票所

(1) 投票管理者

職務を行うべき日	住 所	氏 名
令和3年3月19日から 令和3年4月 3日まで	(省 略)	川村 正悦

(2) 職務代理者

職務を行うべき日	住 所	氏 名
令和3年3月19日から 令和3年4月 3日まで	(省 略)	岡本 由梨

2 山本地域拠点センター期日前投票所

(1) 投票管理者

職務を行うべき日	住 所	氏 名
令和3年3月19日から 令和3年4月 3日まで	(省 略)	神馬 均

(2) 職務代理者

職務を行うべき日	住 所	氏 名
令和3年3月19日から 令和3年4月 3日まで	(省 略)	内藤 英子

3 八竜農村環境改善センター期日前投票所

(1) 投票管理者

職務を行うべき日	住 所	氏 名
令和3年3月19日から 令和3年4月 3日まで	(省 略)	檜森 和彦

(2) 職務代理者

職務を行うべき日	住 所	氏 名
令和3年3月19日から 令和3年4月 3日まで	(省 略)	石井 靖紀

議案第12号

期日前投票立会人の選任について

令和3年4月4日執行の秋田県知事選挙における期日前投票立会人を別紙のとおり選任する。

令和3年3月1日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋田 仁

議案第12別紙

期日前投票立会人

1 琴丘地域拠点センター期日前投票所

職務を行うべき日	住 所	氏 名
令和3年 3月19日 3月22日 3月23日 3月25日 3月26日 3月28日 3月29日 4月 1日 4月 3日	(省 略)	(省 略)
令和3年 3月20日 3月24日	(省 略)	(省 略)
令和3年 3月21日 3月23日 3月25日 3月27日 3月30日 3月31日 4月 2日 3月 3日	(省 略)	(省 略)
令和3年 3月19日 3月21日 3月24日 3月26日 3月27日 3月29日 3月31日 4月 2日	(省 略)	(省 略)
令和3年 3月20日 3月22日 3月28日 3月30日 4月 1日	(省 略)	(省 略)

2 山本地域拠点センター期日前投票所

職務を行うべき日	住 所	氏 名
令和3年 3月24日 3月30日 3月31日 4月 1日	(省 略)	(省 略)

令和3年	3月19日 3月22日 3月23日 3月25日 3月26日 3月29日 3月30日 3月31日	(省 略)	(省 略)
令和3年	3月20日 3月21日 3月27日 3月28日 4月 1日 4月 2日 4月 3日	(省 略)	(省 略)
令和3年	3月20日 3月21日 3月27日 3月28日 4月 3日	(省 略)	(省 略)
令和3年	3月19日 3月22日 3月25日 3月26日 3月29日 4月 2日	(省 略)	(省 略)
令和3年	3月23日 3月24日	(省 略)	(省 略)

3 八竜農村環境改善センター期日前投票所

職務を行うべき日	住 所	氏 名
令和3年	3月19日 3月21日 3月26日 3月30日 4月 2日	(省 略)
令和3年	3月20日 3月23日 3月26日 3月28日 3月29日 4月 1日 4月 3日	(省 略)
令和3年	3月21日 3月24日 3月27日	(省 略)

	3月30日 4月1日 4月2日		
令和3年	3月22日 3月24日 3月28日 3月31日	(省 略)	(省 略)
令和3年	3月20日 3月22日 3月25日 3月27日 3月29日 4月3日	(省 略)	(省 略)
令和3年	3月19日 3月23日 3月25日 3月31日	(省 略)	(省 略)

議案第13号

開票管理者及びその職務代理者の選任について

令和3年4月4日執行の秋田県知事選挙における三種町開票区の開票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

令和3年3月1日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋田 仁

開票管理者 住所 (省略)
氏名 嶋田 仁

職務代理者 住所 (省略)
氏名 田村 明

議案第14号

開票立会人を定めるくじを行うべき日時及び場所を定めることについて

令和3年4月4日執行の秋田県知事選挙における公職選挙法第62条第2項及び第4項の規定によるくじを行うべき日時及び場所を次のとおり定める。

令和3年3月1日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋田 仁

日 時 令和年4月1日（木）午後5時30分
場 所 三種町鶴川字岩谷子8番地 三種町選挙管理委員会事務室

【今後の日程】

- 17日（水） 第3回選挙管理委員会
（選挙時登録）
午前9時 第2会議室
- 18日（木） 秋田県知事選挙 告示日
- 19日（金）～4月3日（土） 期日前投票・不在者投票
- 22日（月） 選挙公報発送（郵送）
- 4月 1日（木） 開票立会人届出期限・くじ
届出期限 午後5時 くじ 午後5時30分（第2会議室）
- 3日（土） 第4回選挙管理委員会（抹消登録）
午前10時 第2会議室
- 4日（日） 秋田県知事選挙 投・開票日
投票 午前7時～午後7時（勝平・落合は午後6時まで）
開票 午後8時開始 三種町八竜体育館
※委員長は午前8時30分、委員の方は午後1時より従事。